

令和3年度行政改革大綱実施計画取組状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

1 事務事業の見直し

(1) 市民との協働

① 自治会との協働による行政課題への対応

取組結果 ○実施(達成) △一部実施（一部達成） ×未実施（未達成）

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
自治会との協働による行政課題への対応 (市政推進室、市民生活課、関係課)	・アンケートの分析結果に基づく 自治会との協議 【市政推進室、市民生活課】	△	<p>市報の配布、行政文書の配布、環境美化活動の3項目の見直し案については、地元説明会が完了したことから、自治会連合会常任理事会に説明会での意見を報告し、改めて見直し案について審議いただき、了承を得た。</p> <p>また、防災活動、自治会集会施設整備事業補助金、避難行動要支援者支援計画及び集団資源回収の4項目の見直しに係る市の考え方等について、同常任理事会に説明を行った。</p>	<p>防災活動、自治会集会施設整備事業補助金の見直し案については、引き続き自治会連合会常任理事会で協議いただく。</p> <p>集団資源回収の見直し案は、自治会連合会常任理事会で審議するのではなく、廃棄物減量等推進員地区代表者会議で審議し、その結果を自治会連合会常任理事会に報告することとしている。</p> <p>そのため、令和3年11月26日に開催された第4回廃棄物減量等推進員地区代表者会議で決定いただいた見直し案について、令和4年5月11日に開催した自治会連合会常任理事会に報告する。</p> <p>避難行動要支援者支援計画については、市の考え方を整理するのに時間を要していることから、他の見直しが進んでいない事業も含め、市の考え方整理でき次第、順次、自治会連合会と協議を行う。</p>
	・協議の整った施策から順次、協議結果を反映した施策を推進 【市政推進室、市民生活課】	△	<p>市報の配布、行政文書の配布、環境美化活動の見直し案について自治会連合会常任理事会の了承を得たことから、次のとおり実施することとした。</p> <p>市報の配布については、月2回の発行及び自治会をとおしての配布は変更しないが、将来的に配布方法の見直しを検討することとした。</p> <p>行政文書の配布については、回数、手法の変更はしないが、市報本文及びホームページへの掲載に移行していくことで自治会の負担軽減を図っていく。</p> <p>環境美化活動については、令和4年度からの実施に向け、負担金を報償金に変更するとともに申請の簡略化を図った。</p>	未協議となっている事業を含め、自治会連合会常任理事会で了承いただいたものから、順次見直しを反映した施策を実施していく。

② 社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組															
社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり (生活支援課、障がい者支援課、保育課、行政管理課、関係課)	・社会福祉協議会への委託・補助事業の見直し検討 【生活支援課】	△	社会福祉協議会の運営状況を踏まえ、委託事業、補助事業を実施していく必要があることから、内容、実績、効果、必要性等を精査してきたが、結論には至らなかった。引き続き、それぞれの事業の必要性、効果を十分に検証していくとともに、社会福祉協議会の運営状況を確認していく。	社会福祉協議会への委託事業、補助事業、社会福祉協議会の自主事業の内容、実績、効果、必要性等を引き続き精査し、より地域福祉の増進が図れる事業の実施に向け取り組む。															
	・地区社会福祉協議会の地域性を活かした活動の支援策の実施 【生活支援課】	○	地区社協（22 地区）の活動費補助 地区社会福祉協議会は地域の様々な団体や個人が横の連携をつくり、協力しあって地域の福祉問題や課題解決に取り組むために設置している。市内には 22 の地区社会福祉協議会が設置され、ふれあい・いきいきサロンを始め、地域独自の特色ある事業が実施されている。 令和3年度実績 100,000 円×22 地区＝2,200,000 円 社会福祉協議会が作成した「新型コロナウイルス感染症に配慮した地区社協活動ガイドライン（改訂版）」に基づき、コロナ禍においても十分な感染対策をした上で、地区社協活動を実施している。	引き続き地区社協の活動費補助を実施し、地域の実情にあった特色ある事業を様々な団体等と連携を深めながら実施できるよう支援していく。															
	・学校法人による小規模保育事業所の整備 【保育課】	○	「新子育て安心プラン」における保育の量の確保のため、保育所等整備交付金を活用することにより建設に係る経費の一部を補助し、待機児童対策（令和3年4月待機児童0人達成）に寄与した。 <table border="1"><tr><td>施設名</td><td>柳沢くくる保育園 (小規模保育事業 A 型)</td></tr><tr><td>設置運営主体</td><td>学校法人 三星学園</td></tr><tr><td>定員</td><td>19人（0歳児から2歳児まで）</td></tr><tr><td>設置場所</td><td>野田市柳沢85番地1</td></tr><tr><td>建物</td><td>木造平屋建て</td></tr><tr><td>延べ床面積</td><td>173.29m²</td></tr><tr><td>開設日</td><td>令和3年4月1日</td></tr><tr><td>保育サービスの概要</td><td>平日は午後7時まで延長保育実施 連携施設 認定こども園やなぎさわ幼稚園・保育園</td></tr></table>	施設名	柳沢くくる保育園 (小規模保育事業 A 型)	設置運営主体	学校法人 三星学園	定員	19人（0歳児から2歳児まで）	設置場所	野田市柳沢85番地1	建物	木造平屋建て	延べ床面積	173.29m ²	開設日	令和3年4月1日	保育サービスの概要	平日は午後7時まで延長保育実施 連携施設 認定こども園やなぎさわ幼稚園・保育園
施設名	柳沢くくる保育園 (小規模保育事業 A 型)																		
設置運営主体	学校法人 三星学園																		
定員	19人（0歳児から2歳児まで）																		
設置場所	野田市柳沢85番地1																		
建物	木造平屋建て																		
延べ床面積	173.29m ²																		
開設日	令和3年4月1日																		
保育サービスの概要	平日は午後7時まで延長保育実施 連携施設 認定こども園やなぎさわ幼稚園・保育園																		

③ NPO法人及びボランティア団体との協働

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
NPO法人及びボランティア団体との協働 (市民生活課)	・各部局と市民活動団体との協働に関する実態調査の検証 【市民生活課】	△	実態調査の検証に当たり、市民活動支援センター登録団体が市と行っている協働について、その協働の種類（委託、補助、共催、後援等）、活動分野別に集計を行うことで団体が実施している協働の実情を把握するとともに、登録団体から市との協働に対する意見、要望等についてのとりまとめを行った。	今後、市民活動団体がどのような協働を実施していきたいのか、また、それを実現するにはどんな課題があるのか研究していく。
	・検証結果に基づく各部局と市民活動団体との協働の推進 【市民生活課】	×	市は受け身となっており、市民活動団体に対して積極的な推進を図っていない。	どのような事業を協働で取り組めるかについて等、市から積極的に民活動団体との意見交換を行っていくよう研究していく。

(2) 民間活力の有効活用

① 指定管理者制度活用の推進

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
指定管理者制度活用の推進 (児童家庭課、保育課、行政管理課)	・待機児童の問題解消の状況を踏まえながら、直営保育所への指定管理者制度の導入を検討 【保育課・行政管理課】	△	<p>待機児童対策の保育士確保という観点から、保育士確保対策の実施に加えて、直営保育所で保育士を確保することで待機児童の解消を目指し、解消されるまでの間は指定管理者制度の導入を保留とし正規職員及び任期付職員の保育士を採用した。</p> <p>なお、保育士確保のため会計年度任用職員の保育所保育士の勤務条件及び給料月額を見直すとともに、勤務時間を延長しフルタイム会計年度任用職員とし、4年度以降の保育士配置の見直しについて検討した。</p>	<p>現在、指定管理者制度の導入を保留している中根保育所、福田保育所及び乳児保育所は、待機児童問題が解消されるまでの間、指定管理者制度の導入の保留を継続し、必要な保育士の確保に努める。</p> <p>待機児童の状況を踏まえ、待機児童及び入所保留者ゼロに向けて既存保育所の定員増や定員の弾力的運用や見直しを講じるとともに、民間活力により必要な施設の整備を進める。</p>
	・新たに整備される中核的な施設となる子ども館と既存の子ども館とのネットワーク化を検討しながら指定管理者制度の導入を検討（相談機能については直営も検討） 【児童家庭課・行政管理課】	○	<p>子ども館については、新たに整備される児童センターと既存の6子ども館に一括で指定管理者制度を導入することで、民間事業者の発想によるこれまでにないような新しい事業を取り入れ、魅力的な事業については、既存の各館にもフィードバックすることで市全体の事業の活性化につなげるとともに、児童センターを中心としたネットワークを構築し、施設相互の連携により、利用者サービスの向上、施設の利用促進につなげていくことを市の考え方として、指定管理者の募集を行った。</p> <p>なお、指定管理者については、令和4年3月議会の議決を受けて、株式会社コマームを指定管理者として指定することとした。</p> <p>なお、相談機能については、子ども家庭総合支援課の家庭児童相談員等を活用し、実施に向け検討を行った。</p>	<p>新しい子ども館の運営については、既に決定している指定管理者と定期的に打合せ等を実施し、他の6館の事業運営についても、利用者や運営協議会の意見を尊重し、定期的に見直しをしていく。</p> <p>また、相談機能として、指定管理者と調整し、具体的な対応方法について決定しているが、今後の実績により隨時見直しを行っていく。</p>

② 公共施設の管理及び運営の民間委託

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
公共施設の管理及び運営の民間委託 (児童家庭課)	・直営の学童保育所は、会計年度任用職員の創設に伴い、継続雇用が可能となることから、児童の保育環境を第一に考え、社会福祉協議会への委託方針を見直すことも含めて検討 ・検討結果に基づく見直しの実施 【児童家庭課】	×	<p>地方公務員法及び地方自治法の改正により2年4月1日から臨時職員及び非常勤職員については、会計年度任用職員へ移行したが、会計年度任用職員の職の整理が完了しなかったことから4年度の本格導入までは暫定導入としている。</p> <p>令和4年度からの本格導入に向けて職の内容（給料及び勤務形態等の勤務条件）を整理した後に委託の方針を見直すこととしていたことから、見直しに向けて社会福祉協議会等の委託事業者の運営状況や他市の学童の運営状況を確認するなど、検討準備を進めた。</p>	<p>少子化による児童数の減少により、岩木小及び七光台小のように、第一及び第二学童を統合しても定員数の多い第二学童の定員数に満たない、また柳沢小、尾崎小及び関宿中央小のように、第一と第二が隣接する教室を利用している学校区では、統合保育が可能であり、保育環境の改善と運営の効率化が図れることから、令和6年度から順次計画的に統合し、社会福祉協議会への委託から直営に切り替え一本化することとし、社会福祉協議会及び職員組合と協議を進めます。</p>

③ 現業部門の業務の民間委託

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
現業部門の業務の民間委託 (清掃管理課、管理課、行政管理課、関係課)	・退職者不補充により、順次、会計年度任用職員や民間委託等を導入 【清掃管理課・管理課・行政管理課】	△	<p>清掃部門の退職者不補充対策としては、再任用職員の活用及び民間委託を併用することで対応している。</p> <p>管理課補修事務所については、令和4年3月の野田市行政改革大綱の一部見直しにより、委託より迅速に対応できる直営を機能強化することとしたことにより、現業職員の新規採用を行っていくこととした。</p>	<p>・再任用職員のフルタイム導入により、退職者が再任用した場合は退職者不補充が発生しないので職員数が減らないが給与が減額になる。</p> <p>なお、再任用職員の65歳到達等に伴い人材の確保が必要となるときは、業務の効率化を精査し、必要な勤務時間を勤務する会計年度任用職員等を確保し対応する。</p>
	・補修事務所の今後の方針の決定 【管理課・行政管理課】	○	<p>補修事務所の機能を強化するに当たり、業務の棲み分けが明確でなかった管理課維持係と組織を統合することにより、効率化を図る。なお、土木部内の業務のバランスをとるため、管理課維持係の一部の業務については、道路建設課に移管することとした。</p>	<p>補修事務所を再編し、令和5年4月から(仮称)サービス課を新設し、受付係と工事係の2係体制とする。受付係にて市民からの道路等に関する要望を一括で受付することにより市民に分かりやすい窓口とする。</p> <p>また、受け付けた情報については、受付係にて直営、応急処理、外注工事に振り分けることにより、本復旧までの流れがスムーズになるとともに迅速に対応することが可能な組織とする。</p>

④ 有効な民間活力活用法の検討

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
有効な民間活力活用法の検討 (行政管理課)	・新たな施設を整備する際には、有効な民間活力活用法を検証 【行政管理課】	△	<p>新たな施設整備を実施する際の管理運営方法について、新聞、インターネット、民間企業から情報収集に努めたが、本市に活用できる新たな手法は見いだせなかった。</p>	引き続き、指定管理者制度や民間委託を中心として、新たな手法について研究していく。

(3) 行政サービスの在り方の検討

① 窓口業務の在り方の検討

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
窓口業務の在り方の検討 (収税課、市民課、行政管理課)	・出張所の役割及び総合窓口の在り方について検討 【市民課、行政管理課】	△	<p>出張所に求められている役割について、業務ごとの取扱件数を分析したところ、市民課 54.7%、環境 28.4%、税関係 9.2%が全体の92.3%を占めており、利用が少ない福祉などの業務について、職員体制や周知不足が課題と考えられた。</p> <p>このため、これまでの市報に加え、市民課の窓口利用者に対し、待ち時間に、案内チラシを配付し、各出張所の周知を行うとともに、令和4年2月の愛宕駅前出張所の開設時には、HP やポスター掲示などの周知を実施した。</p> <p>また、亡くなられた方に関するさまざまな手続について、総合窓口のひとつの形態である「ご遺族支援コーナー」の設置検討の一環として、広告付「ご遺族の方へ手続きのご案内」(冊子版)を作成した。</p>	<p>近隣他市の出張所の体制や利用状況等を調査、検証し、本市と比較して、市民が利用しやすくなるよう、取扱業務や職員体制の見直しなど、出張所の機能強化を図る。</p> <p>また、広告付「ご遺族の方へ手続きのご案内」の作成に当たり、各課での手續が多数あったことから、「ご遺族支援コーナー」の設置について、引き続き先進事例の収集や研究を行い、設置場所、人員配置及びシステムの導入等について検討していく。</p>
	・郵便局との包括的な連携の開始 【行政管理課、関係課】	○	<p>令和2年10月22日に締結した協定に基づき、令和3年12月に市内郵便局と第1回包括的連携に関する協議を行い、連携事項である5つの分野</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。 (2) 野田の未来を担う子どもの育成に関すること。 (3) 地域経済の活性化に関すること。 (4) 市民の利便性の向上に関すること。 (5) その他甲と乙が協議し必要と認めること。 <p>について、より具体的な取り組みについて協議した。</p> <p>市民課では、川間、福田、野田目吹、野田清水、野田イオン郵便局において、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本及び戸籍抄本の交付サービスを継続している。</p>	<p>令和4年4月に第1回包括的連携に関する協議を行い、連携5分野において継続実施する事項、4年度に検討する事項について協議を行った。</p> <p>引き続き、様々な事業において連携していくよう協議を実施していく。(年2回 4月、10月実施予定)</p> <p>マイナンバーカードの交付枚数が増加傾向にあるため、各郵便局へのキオスク端末の設置などの検討を行う。</p>

② 幼児教育・保育無償化への対応

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
幼児教育・保育無償化への対応 (保育課、学校教育課)	・無償化の影響を踏まえて、公立保育所及び公立幼稚園の今後の在り方を検討 【保育課・学校教育課】	△	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化の進行等により未就学児の人口の減少傾向が続く中で、幼児教育・保育の無償化の影響を分析した結果、無償化の影響で保育需要は高く、保育所の申込率は年々上昇しているが、将来的には保育供給量が過剰となることが予想される。その中で、公立保育所については、保育需要の中長期的な視点も踏まえ、民間活力を活用した運営方法の見直しを検討した。 ・令和元年10月に私立幼稚園の保育料が無償化され、低額で教育を提供する公立幼稚園の一定の役割はなくなったから、あらためて無償化による影響の検証を行い、園児の減少傾向を把握した。 ・令和4年度の関宿南部及び関宿中部幼稚園両園の4歳児クラスの入園希望者が合計で8人だったことから、関宿南部幼稚園を令和5年度に休園し、関宿中部幼稚園を存続させる形で統合することとした。 ・また、野田幼稚園の園児の状況として、発達上の支援を要すると思われる園児が、近年増加していることを把握したことから、私立幼稚園を含めてインクルーシブ教育を推進することの検討をした。 ・野田幼稚園の3年保育の実施については、これまでもプレ幼稚園「こばとプレルーム」に通っている子どもたちの中に支援が必要な子が見受けられ、一定数の家庭から要望を受けていたことから、令和4年10月から受け入れをすることを検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・野田市エンゼルプランにおいては、保育量の見込みの予測が困難であることから今後の推移を見極め、中間年度である令和4年度に見直しを行う予定。 ・公立保育所については、保育需要の中長期的な視点も踏まえ、民間活力を活用した運営方法等について、引き続き検討する。 ・インクルーシブ教育は、私立幼稚園を含め一丸となって進めていくことが重要であることから、令和4年10月の野田幼稚園の3年保育開始に合わせ、私立幼稚園にも支援を要する園児を受け入れるために加配した職員の人事費等の補助制度の創設を検討する。 ・令和5年度を目指して、市長部局が幼稚園を所管している教育委員会の事務を補助する形で、窓口を一本化し、就学前の子どもたちが一貫した教育・保育を受けることができるよう組織の見直しを検討する。 ・関宿南部幼稚園を令和5年度に休園し、関宿中部幼稚園を存続する。

(4) 外郭団体等の見直し

① 公社等外郭団体の運営の合理化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
一般財団法人野田市開発協会 (みどりと水のまちづくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ・経営安定化にとって一番重要な集客を図るため、次の取り組みを実施 ・コースの顧客評価に見合った料金体系の見直し ・顧客サービス水準の維持向上 【みどりと水のまちづくり課】 	○	<p>主事業となる野田市パブリックゴルフ場の運営について、「実施計画」及び「経営健全化方針」に基づき、経営安定化に向け次の取組を実施した。令和3年度はひばり・けやき、両コースとも台風などの災害による大きい被害はなく、1、2月に、積雪によるクローズはあったが、入場者数は年間を通じて順調で、収益対策として取り組んだひばりコースの料金値上げの影響もなく、計画入場数を上回る結果となった。</p> <p>新型コロナウィルス感染症拡大により営業自粛を行った昨年度との比較では、ひばりコースで 17,424 人増の 62,732 人、けやきコースで 9,398 人増の 43,485 人となった。 (1日平均入場者数 148 人、前年度比 38 人増)</p> <p>この結果、令和3年度の決算は、パブリックゴルフ場の営業成績が良かったことから、当期利益として、4,490 万 6,372 円の黒字となり、純資産も 2 億 9,187 万 7,106 円に増額となった。</p> <p>なお、資金計画においては、令和3年1月15日に金融機関から運営資金として5億円の融資を受けていることから、当面の経営は確保しているが、非常に厳しい経営状況となっている。</p> <p>(1) 経費削減のための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市への使用料（建設償還分）納入を猶予 ・市への使用料（基金分）を全額免除 ・地権者の協力により借地料基本額を3割削減 ・職員給与の9%（給料月額6%+地域手当3%）削減等を実施 <p>(2) 安定的な経営実現に向けた施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ひばりコース <ul style="list-style-type: none"> ・スループレー制の継続と早朝・午後 0.5R プレー営業の実施 ・若年層ゴルファー等の取り込みのため、レンタルクラブ及びレンタルシューズの充実と、29歳以下及び 70 歳以上の方へのレンタル用品の無料提供を実施 ●けやきコース <ul style="list-style-type: none"> ・全日昼食及び乗用カート付のサービスの実施と早朝・午後 0.5R プレー営業の実施 ・市民や女性、シニアなど、対象を絞った割引制度の実施 	<p>厳しい経営環境にあるゴルフ業界であり、ゴルフ人口の減少によるゴルフ場間の競合は、今後も激しくなるものと想定される。</p> <p>このため、市は今後も経営安定化に向けた支援を継続するとともに、「経営健全化方針」に基づき、サービス水準の維持・向上を図り、入場者数の増加への取り組みや経費の削減など、更なる指導・監督を実施して行く。</p> <p>また、ひばり・けやき両コースとも、令和2年度同様、各種サービスを継続しつつ、収支の改善やサービスの向上策に務めるとともに、けやきコースではグリーンの補修などを実施します。</p> <p>令和3年度からの市の支援策として、令和2年度借り入れた運営資金 5 億円に対し、都市公園整備基金を活用した利子補給を継続する。なお、平成 25 年度から金融機関への返済が完了する令和3年度まで猶予としている、市が開発協会から徴収していたけやきコース建設償還金相当分の公園使用料について、今後の取扱いを検討する。</p> <p>(1) 経費削減のための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市への使用料（建設償還分）納入の猶予を継続 ・市への使用料（基金分）の全額免除を継続 ・地権者の協力による借地料基本額の3割削減を継続 ・職員給与の9%（給料月額6%+地域手当3%）削減等を継続 <p>(2) 安定的な経営実現に向けた施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ひばりコース <ul style="list-style-type: none"> ・スループレー制の継続と早朝・午後 0.5R プレー営業など、各種施策の継続 ・若年層ゴルファー等の取り込みのため、レンタルクラブ及びレンタルシューズの充実と、29歳以下及び 70 歳以上の方へのレンタル用品の無料提供を継続 ●けやきコース <ul style="list-style-type: none"> ・全日昼食及び乗用カート付サービスの継続と早朝・午後 0.5R プレー営業など、各種施策の継続 ・市民や女性、シニアなど、対象を絞った割引制度の継続

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
野田市土地開発公社 (用地課)	<ul style="list-style-type: none"> ・愛宕西駅前線北側商業地売却 【用地課・商工観光課】 ・七光台第一次造成地、七光台第二次造成地及び鶴奉字庚申塚造成地売却 【用地課】 	<input type="radio"/> ○ <input type="triangle"/> △	<p>愛宕西駅前線北側商業地については、ホテル事業地として令和4年1月に売却した。</p> <p>七光台第一次造成地については、令和4年1月に2区画、七光台第二次造成地については、令和3年11月に6区画を売却した。</p>	鶴奉字庚申塚造成地については、令和4年4月に1区画を売却した。
野田業務サービス株式会社 (行政管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ・給食関連サービスの安定した提供に努めるとともに、新たに加わった郷土博物館及び市民会館の指定管理者として施設管理業務を適正かつ円滑に行えるよう、必要な指導監督を実施 【行政管理課・生涯学習課】 	<input type="radio"/> ○	<p><学校給食業務受託></p> <p>学校給食調理業務では、学校給食調理業務及び野田市学校給食センター調理業務を受託した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大が進み、4月28日からのまん延防止等重点措置期間において、給食が中止となり、更に緊急事態宣言が発出された9月1日から10日までの間、全ての小中学校及び幼稚園が休校となったことから給食が中止となつた。また、1月21日からのまん延防止等重点措置期間では、学校給食センターにおいてクラスター（感染者8名）が発生し、実質8日間の給食が提供できなくなつた。</p> <p>小・中学校24校及び幼稚園1園に1日給食数10,900食を、配膳業務では、小・中学校13校及び幼稚園3園に、1日配膳数5,297食を提供した。</p> <p><社員の質の向上></p> <p>資格取得を奨励しており、3年度は4名受験し、1名の新規取得となった。3年度末の調理師免許の有資格者は調理社員64人中54人となっている。</p> <p>また、社内の研修を実施することで、知識習得を図った。</p> <p><野田市郷土博物館及び野田市市民会館指定管理></p> <p>元年度から引き続き、市生涯学習部長経験者である再任用職員を館長として派遣した。</p> <p>3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、郷土博物館、市民会館ともに9月を臨時休館とし、市民会館は4月から6月、8月及び10月を17時閉館とした。</p> <p>開館中は、感染拡大防止のため来館者の手指消毒、換気の徹底などの対策を行いながら、郷土博物館において企画展3回、特別展1回を開催した。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、親子対象の茶道講座、山中直治の童謡普及、寺子屋講座等を中止した。このほか、地域づくりネットワークの協働事業として、野田市内の施設や歴史・文化的な見どころを紹介する「野田市今昔お散歩マップ」を作成し、ホームページで公開した。</p> <p>年1回のフォローアップ審査を2月に行い、適正に管理されていることを確認した。</p>	<p>安全衛生管理の充実と調理技術の向上を図り、児童・生徒等に喜ばれる安全安心な給食の提供に努めていく。</p> <p>引き続き、適正に管理運営業務が行われるよう必要な指導監督を行っていくとともに、郷土博物館及び市民会館については、市民参加型への転換が十分に機能しているか、改めて検証する必要がある。</p>

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
株式会社野田自然共生ファーム (農政課)	・就農支援事業の取組の実施 【農政課】	○	<p>令和3年度は新規就農希望者6名（事業開始からの合計人数12名）を雇用し、市と協働で、新規就農希望者へ実践的な研修等を実施し、農業後継者としての育成に努め、うち3名が就農した。</p> <p>また、(株)野田自然共生ファームが、新規就農希望者の野菜生産を目的として約3.0haの遊休農地を借上げ耕作放棄地の解消にも努めた。</p>	<p>当事業は新規就農者の育成と市内定住促進を目的に本事業を実施してきたが、農業後継者を含む就農者の拡大にはつながっているが、定住促進には至っていない状況があった。このため、今年度からは窗口を広げ、「農業人材育成事業」とし、新規就農者はもとより、農業業界の後継者の育成の場としても本事業を活用することとした。</p> <p>研修体系についても、これまで農業経営を含め作物の生産工程の研修に重点を置いてきたが、農業法人等での就農も見込み、農業用機械の取り扱いや操作技術を研修に組み込み、農作業オペレーターとしての育成にも取り組んでいくこととする。</p>
	・耕畜連携事業の実施 【農政課】	○	<p>令和3年度は、約24.2haの水田で生産された飼料用米約129トンを堆肥センターにおいて、SGS（ソフトグレインサイレージ）として加工し、11軒の酪農家が利用した。生産したSGSの流通に対して、購入価格、加工費等の適正価格を設定したことにより、(株)野田自然共生ファームの収益事業となつた。</p>	<p>畜産クラスター協議会において、現在SGSを利用していない酪農家に給餌試験を行い、市内酪農家のSGS利用量の拡大を図る。</p> <p>このため、品質の向上、より安定的な生産を目指すために、畜産クラスター協議会及び営農組織との成果及び検討事項の協議を進める。</p>
	・市民農園の集客力向上策の支援 【農政課】	○	<p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染予防の観点から市民農園の募集を中止したが、この間に特定外来生物であるカミツキガメが増えたことから、罠を設置し排除に努めた。</p> <p>引き続き、安心して参加していただける「水田型市民農園」として運営していく。</p> <p>令和3年度 調査個所 29か所 カミツキガメ捕獲数 16匹</p>	<p>令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染予防の観点から市民農園の募集を中止した。今年度は規模を縮小し再開することができたことから、参加者の方々に自然環境保護を優先した農業を体感していただけるよう事業実施に努める。また、特定外来生物であるカミツキガメの排除に努め、安心して参加していただける「水田型市民農園」として運営していく。</p>
	・コウノトリ飼育事業の実施 【みどりと水のまちづくり課】	○	<p>コウノトリ飼育等業務を受託し、3年度は兵庫県立コウノトリの郷公園から譲り受けた有精卵から孵化した2羽の放鳥を行つた。</p> <p>但し、3年9月1日から3年9月30日まで、3年12月6日から4年1月19日まで、新型コロナウイルス感染症対策、鳥インフルエンザ対策のため休館。 観察棟入場者：4,785名</p>	<p>次年度以降についても、コウノトリの飼育・放鳥を継続し、野田市に1ペア以上のコウノトリの定着を目指した湿地再生の取り組みを実施する。</p>

(5) 財政運営の健全化

① 財政規律の堅持

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
財政規律の堅持 (財政課)	・本市独自のプライマリーバランスの考え方の遵守及び臨時財政対策債の発行抑制 【財政課】	○	市債の発行については、小中学校、幼稚園の空調設備設置事業によって一時的に本市独自のプライマリーバランスが崩れることから、平成30年度より10年間の発行上限額を引き下げることで対応し、長期的に本市独自のプライマリーバランスを遵守することとしている。令和3年度は、令和2年度に引き続き本市独自のプライマリーバランスを遵守するとともに、臨時財政対策債については予算額に対して3千160万円の発行抑制となった。	市債の発行については、今後の公共施設の老朽化対策等を見据え、各年度の発行額を平準化することによりプライマリーバランスを遵守する。また、引き続き市税等の自主財源の確保に最大限努力するとともに、必要な一般財源の額を見極めつつ、臨時財政対策債を発行していく。さらに、臨時財政対策債だけでなく、通常債や合併特例債を含めた市債発行総額を元金償還額以内に抑えることで、将来負担を減少させる。
	・財政調整基金の取崩しに頼らない予算編成の確立 【財政課】	△	令和4年度の当初予算編成に当たっては、根幹となる市税がコロナ禍前の状況まで回復が見込めずに、必要な一般財源の確保が非常に厳しい状況であったが、全庁を挙げた新たな財源確保に加え、ゼロベースでの全事務事業見直しにより経費の削減に努め、財政調整基金を取り崩さずに収支の均衡を図った。	財政調整基金の取り崩しに頼らない予算編成の確立に向けて、令和5年度の当初予算編成においても、引き続きゼロベースでの全事務事業見直しや行政改革の推進による経費削減、新たな財源確保に全庁を挙げて取り組んでいく。

② 市税、使用料等の徴収率の向上

項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
市税 (収税課)	・市税の目標徴収率 98.02% 【収税課】	○	<p>令和3年度は、初期滞納への早期着手、新たな滞納発生の抑制のため、より現年度重視とし、主に現年滞納を担当する徴収一係を9名から10名に増員し、徴収体制の強化を図った。</p> <p>また、口座振替勧奨強化のため窓口や電話による勧奨に加え、携帯電話へのショートメッセージ送信による勧奨を行った。さらに、国民健康保険料のみに対応していた口座振替受付サービスについて、市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料にも対象を拡大し、納期内納付の促進を図った。</p> <p>その他、スマートフォンアプリを用いた納付方法として、従来のLINE Payに加えて令和3年度当初よりPayPayを導入、10月よりauPAY、d払い、J-Coin Payを導入し、納付者の利便性向上を図った。</p> <p>令和2年度の徴収率(97.89%)に比べ、0.67ポイント増加した。 令和3年度実績 98.56%</p>	令和4年度においては、滞納者数の減少、徴収職員の減員等に対応し、滞納整理の効率化を図るため、主として催告を中心に滞納整理を進める徴収一係について徴収吏員を10名から5名に減員し、市税等納付推進員(会計年度任用職員)を5名から6名へ増員する。一方、滞納処分を中心に滞納整理を進める徴収二係については、担当する基準額を引き下げて対象を増やし、徴収吏員を9名から12名へ増員する。
国民健康保険料 (収税課)	・国民健康保険料の目標徴収率 82.05% 【収税課】	○	<p>同上</p> <p>令和2年度の徴収率(80.82%)に比べ、5.70ポイント増加した。 令和3年度実績 86.52%</p>	同上
介護保険料 (収税課)	・介護保険料の目標徴収率 97.51% 【収税課】	○	<p>同上</p> <p>令和2年度の徴収率(98.87%)に比べ、0.33ポイント増加した。 令和3年度実績 99.20%</p>	同上
市営住宅使用料 (営繕課)	・市営住宅使用料の目標徴収率 92.5% ・現年度分徴収率向上に向け徴収対策を強化する。 【営繕課】	△	<p>令和3年度徴収率 91.88%</p> <p>家賃等滞納整理事務取扱要綱に基づき、滞納者への督促状の送付や書面での催告、電話催告を実施するとともに、昼夜間の臨戸徴収を実施した。</p> <p>家賃や駐車場使用料滞納者への電話などによる納付指導を強化したことで、令和2年度の徴収率に比べ0.91ポイント増加した。</p>	滞納者に対し督促状、催告書の送付、電話での督促、臨戸徴収を実施するとともに、連絡の取れない滞納者に対しては連帯保証人に対しても納付指導を実施する。また、滞納者の個別の生活状況を把握し状況に応じ家賃等の減免制度を案内していく。
住宅新築資金等貸付金元利収入 (人権・男女共同参画推進課)	・住宅新築資金等貸付金元利収入滞納繰越分の目標徴収率 5.5% ・滞納繰越分の目標徴収率 5.5%を達成するため行政法律相談を活用しながら個別ケースごとに整理を行うとともに、償還困難な債務者の債権については、不納欠損処分を検討 【人権・男女共同参画推進課】	△	<p>令和3年度滞納繰越徴収率 2.36%</p> <p>貸付開始から40年以上経過しており(14年度以降は償還のみ)、債務者の高齢化や厳しい経済状況の中、長期滞納者が固定化し、滞納繰越分の徴収率向上が困難になっている。定期分納者を含む債務者に対し、戸別訪問、電話催告などを実施した。 (滞納繰越分)</p> <p>2年度の徴収率(2.34%)に比べ、0.02ポイント増加した。</p>	債務者の中には、借受人や連帯保証人の死亡、居所不明、自己破産等の理由により実質的に回収が困難なケースが見受けられることから、引き続き行政法律相談での助言を受け、個別対応を行う。また、定期分納者に対し、定期的に連絡を取りながら分納額の増額を要請する。

下水道受益者負担金及び使用料 (下水道課)	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担金（現年分）の目標徴収率 98.95% ・使用料金（現年分）の目標徴収率 97.78% ・滞納者には個別訪問や電話催告などを積極的に行うとともに、受益者負担金や使用料の必要性を理解してもらい、納付意識の向上を図り、徴収率向上に努める。 <p>【下水道課】</p>	△	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担金（現年分）徴収率 98.35% なお、出納期間を見込んだ場合は、99.02%になります。 ・使用料金（現年分）徴収率 81.25% 特別会計から企業会計に移行したため、出納整理期間（4/1～5/31）がありません。3月31日時点での徴収率となります。 なお、出納期間を見込んだ場合は、97.88%になります。 ・滞納者対策として、受益者負担金は、督促状を279件、催告書74件（過年度含む）。使用料金は、督促状23,416件、特別催告書3,730件（過年度含む）発送して対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も現年度未納者に対しては、引き続き督促状により早期通知と年に数回催告書を送付することにより、未納額が少額のうちに、納付を促す。 ・令和4年度は、納付が滞ってきた未納者に、戸別徴収月間として、7月から9月に個別に自宅を訪問して徴収率向上に努める。
水道料金 (水道部業務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金（現年分）の目標徴収率 99.6% <p>【業務課】</p>	△	<p>水道料金徴収率 99.59%</p> <p>水道料金等関連業務包括委託により、水道料金収納業務を民間委託しており、未納付者へは毎月、督促状の送付、年2回の特別催告状の送付により滞納解消に努め、現年度の徴収率向上に力点を置き、滞納者が増加しないような取組を進めているが、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の停滞及び感染症対策としての手洗いを考慮し、滞納者に対する給水停止措置を緩和したことなどにより目標徴収率を達成することはできなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・督促状発送件数：23,387件 ・特別催告書発送件数：3,730件（過年度分含む） 	<p>毎月、督促状の送付、年2回の特別催告状の送付を実施。現年度の徴収率向上に力点を置き、引き続き滞納者が増加しないような取組を進めていく。</p> <p>また、分割納付者には年度内完納となる支払い計画を立てる指導をしていく。</p>

<p>保育所保育料 (保育課)</p> <ul style="list-style-type: none"> •引き続き、公立保育所における保育所長の「声かけ」や、私立保育所等における職員の督促を実施するほか、児童手当からの申出徴収等、これまでの徴収対策を確実に継続実施 【保育課】 	<p>○</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="5"><保育所保育料口座振替利用率> (人)</th> </tr> <tr> <th></th><th>入所児童数 (延べ)</th><th>保育料 賦課児童数 (延べ)</th><th>口座振替依頼 児童数 (延べ)</th><th>口座振替 利用率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年度</td><td>28,382</td><td>8,277</td><td>7,384</td><td>89.21%</td></tr> <tr> <td>3年度</td><td>29,030</td><td>8,410</td><td>7,667</td><td>91.17%</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="5"><保育所保育料（現年分）> (千円)</th> </tr> <tr> <th></th><th>調定分</th><th>収入済分</th><th>収入未済</th><th>徴収率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年度</td><td>190,708</td><td>189,981</td><td>727</td><td>99.62%</td></tr> <tr> <td>3年度</td><td>201,285</td><td>200,211</td><td>1,074</td><td>99.47%</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="6"><保育所保育料（滞納繰越分）> (千円)</th> </tr> <tr> <th></th><th>調定分</th><th>収入済分</th><th>収入未済</th><th>徴収率</th><th>不納 欠損分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年度</td><td>7,867</td><td>3,195</td><td>4,672</td><td>40.61%</td><td>167</td></tr> <tr> <td>3年度</td><td>5,232</td><td>2,144</td><td>3,088</td><td>40.98%</td><td>739</td></tr> </tbody> </table>	<保育所保育料口座振替利用率> (人)						入所児童数 (延べ)	保育料 賦課児童数 (延べ)	口座振替依頼 児童数 (延べ)	口座振替 利用率	2年度	28,382	8,277	7,384	89.21%	3年度	29,030	8,410	7,667	91.17%	<保育所保育料（現年分）> (千円)						調定分	収入済分	収入未済	徴収率	2年度	190,708	189,981	727	99.62%	3年度	201,285	200,211	1,074	99.47%	<保育所保育料（滞納繰越分）> (千円)							調定分	収入済分	収入未済	徴収率	不納 欠損分	2年度	7,867	3,195	4,672	40.61%	167	3年度	5,232	2,144	3,088	40.98%	739	<p>平成27年度以降実施している一連の徴収強化策は毎年効果を上げ、徴収率が高い水準で上昇を続けているため、取組を確実に継続する。</p> <p>特に、保育所送迎時における保育課職員による保護者への直接納付指導は、納付や児童手当申出徴収に確実に結びつき、効果が特に高いことから、今後も継続して実施するとともに、課内のジョブローテンションにより徴収経験やスキルを持つ職員を増加させ、長期的に高い徴収率を維持できる体制を構築する。</p> <p>保育所保育料については、口座振替利用促進を図るため、入所決定の連絡時に口座振替の説明を行い、案内を送付することで利用促進を図っており、令和3年度の利用者実績は延べ7,667人で、利用率は91.17%となった（前年比1.96%増）。</p> <p>現年度分保育料の収納については、毎月の収納管理（振替、収納、不能通知）を実施しており、不能通知送付後に納付が無かった未納者に対し、督促状を送付している。（令和3年度：督促12回発送）</p> <p>滞納繰越分保育料については、27年度から催告状に納付書を同封し送付することで納付機会を増加させている。更に催告状送付後に納付が無かった未納者に対しては電話催告や、児童手当からの徴収申出書及び納付計画書の提出指導等を連動的に行うことで、令和3年度も各取組の効果を更に高めた。</p> <p>平成24年度から制度化された児童手当からの徴収の申出については、徴収対策として有効な手段であることから、26年度から毎年活用に努め、高い徴収率で滞納繰越額を圧縮している。令和3年度は101件（徴収金額2,904,372円）となっている。</p> <p>なお、地方自治法第236条第1項に基づき時効が成立したものについては、適正に不納欠損処理を行った。</p>
<保育所保育料口座振替利用率> (人)																																																																			
	入所児童数 (延べ)	保育料 賦課児童数 (延べ)	口座振替依頼 児童数 (延べ)	口座振替 利用率																																																															
2年度	28,382	8,277	7,384	89.21%																																																															
3年度	29,030	8,410	7,667	91.17%																																																															
<保育所保育料（現年分）> (千円)																																																																			
	調定分	収入済分	収入未済	徴収率																																																															
2年度	190,708	189,981	727	99.62%																																																															
3年度	201,285	200,211	1,074	99.47%																																																															
<保育所保育料（滞納繰越分）> (千円)																																																																			
	調定分	収入済分	収入未済	徴収率	不納 欠損分																																																														
2年度	7,867	3,195	4,672	40.61%	167																																																														
3年度	5,232	2,144	3,088	40.98%	739																																																														

学童保育所保育料 (児童家庭課)	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、登所や帰宅の際の声かけ、滞納催告及び滞納者の納付相談等、徴収率向上に取り組んでいくとともに、現年度重視の徴収対策を実施 <p>【児童家庭課】</p>	<input type="radio"/> <table border="1" data-bbox="1264 193 2058 377"> <thead> <tr> <th colspan="5">学童保育料（現年分）> (千円)</th> </tr> <tr> <th></th><th>調定分</th><th>収入済分</th><th>収入未済</th><th>徴収率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元年度</td><td>148,312</td><td>145,844</td><td>2,441</td><td>98.35%</td></tr> <tr> <td>2年度</td><td>117,347</td><td>116,240</td><td>1,107</td><td>99.06%</td></tr> <tr> <td>3年度</td><td>130,456</td><td>129,559</td><td>897</td><td>99.31%</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1264 411 2216 595"> <thead> <tr> <th colspan="6">〈学童保育料（滞縲分）〉 (千円)</th> </tr> <tr> <th></th><th>調定分</th><th>収入済分</th><th>収入未済</th><th>徴収率</th><th>不納欠損分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元年度</td><td>7,621</td><td>1,860</td><td>5,713</td><td>24.41%</td><td>48</td></tr> <tr> <td>2年度</td><td>8,154</td><td>2,181</td><td>5,541</td><td>26.74%</td><td>432</td></tr> <tr> <td>3年度</td><td>6,649</td><td>2,237</td><td>3,778</td><td>33.61%</td><td>633</td></tr> </tbody> </table> <p>現年分の徴収対策として、より早期の納付を促すため、口座不納通知と督促状を同時送付することとした。 現年催告については、年3回実施するとともに年2回重点的に電話催告を行い、徴収率は 99.31%と前年比 0.25 ポイントの増となった。 過年度分については、年3回実施し、徴収率 33.61%と前年比 6.87 ポイントの増となった。 また、催告書に「児童手当からの徴収の申出書」を同封し、電話や面談による相談の際に申出書による納付を促し、過年度分は 1,489,300 円、現年度分は 268,800 円、合計で昨年度より 473,000 円多い 1,758,100 円の納付を受けた。</p>	学童保育料（現年分）> (千円)						調定分	収入済分	収入未済	徴収率	元年度	148,312	145,844	2,441	98.35%	2年度	117,347	116,240	1,107	99.06%	3年度	130,456	129,559	897	99.31%	〈学童保育料（滞縲分）〉 (千円)							調定分	収入済分	収入未済	徴収率	不納欠損分	元年度	7,621	1,860	5,713	24.41%	48	2年度	8,154	2,181	5,541	26.74%	432	3年度	6,649	2,237	3,778	33.61%	633	新たな滞納者を増やさないため、口座振替の促進、毎月の督促と、年3回の催告を実施するとともに、電話や面談により納付相談を行う。特に現年度のみの未納者については、確実に年度内納付するよう指導の徹底に努める。 滞納繰越分については、債務の確認の意味も含め 6 月に催告を行う。その後、電話や面談による納付相談を行い、納付計画を作成し履行確認を徹底し徴収率の向上に努める。 また、児童手当からの徴収の申出の制度を活用し徴収率の向上を図る。 なお、先進的な取組みを参考に、新たな徴収対策の検討を行うなど、更なる徴収率の向上に努める。
学童保育料（現年分）> (千円)																																																										
	調定分	収入済分	収入未済	徴収率																																																						
元年度	148,312	145,844	2,441	98.35%																																																						
2年度	117,347	116,240	1,107	99.06%																																																						
3年度	130,456	129,559	897	99.31%																																																						
〈学童保育料（滞縲分）〉 (千円)																																																										
	調定分	収入済分	収入未済	徴収率	不納欠損分																																																					
元年度	7,621	1,860	5,713	24.41%	48																																																					
2年度	8,154	2,181	5,541	26.74%	432																																																					
3年度	6,649	2,237	3,778	33.61%	633																																																					
徴収専門部署の設置検討 (行政管理課)	<ul style="list-style-type: none"> 徴収対策会議の設置 先進事例の研究 <p>【行政管理課】</p>	<input type="radio"/> 令和 3 年5月に徴収対策会議を設置し、各課の徴収取組状況、課題及び債権管理専門部署の設置の必要性について他市の状況を参考に、3回会議を実施した。	債権管理の適正化及び効率化を行っていくため、令和5年度からの債権管理条例の施行に向けて条例及び規則内容について検討する。																																																							
	<ul style="list-style-type: none"> 徴収専門部署の設置検討 <p>【行政管理課】</p>	<input type="radio"/> 市の債権状況を把握した上で、債権管理の専門部署については現時点では、設置しないこととした。	当市の債権の状況を注視しながら債権管理専門部署の設置を必要に応じて検討する。																																																							

③ 補助金の在り方の検討

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
補助金の在り方の検討 (財政課)	<ul style="list-style-type: none"> ・団体補助金について、全事務事業の見直しを踏まえ、適正化に向けて団体との協議を実施 ・協議結果に基づき、補助金の見直しを実施 【財政課】 	△	<p>団体補助金については、当該団体の活動を支援する立場で常に見直しを行い、団体との協議の中で必要性を見極めるとともに、効率的な事業実施の方策を検討することとし、隨時適正化に向けて団体との協議を実施している。また、必要な補助金については、透明性を確保する観点から補助対象経費や補助率を定める個別の交付要綱の制定を進めているが、現在、団体への補助金のうち23件については、見直しに当たって当該団体と協議中であることなどから、個別の交付要綱が未制定となっている。</p> <p>また、住民監査請求が出された国際交流協会補助金において不適切な事務処理があったほか、他の補助金においても補助金対象経費の確認や事業の監査などの事務に形骸化している実態が見受けられることから、補助金等交付規則の改正を含めた補助金交付事務の見直しに向けて調査を行った。</p>	<p>個別の補助金交付要綱が未制定のものについては、当該団体と十分な協議を実施し、補助金の必要性の検証を行った上で要綱を制定する。</p> <p>また、補助金交付事務の見直しについては、補助金交付事務の課題や問題点を洗い出すとともに、各補助金が事業費補助なのか運営費補助なのかを明確にした上で、適切な補助金交付事務となるよう見直しを進める。</p>

④ 給付サービスの見直し

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
給付サービスの見直し (障がい者支援課、行政管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所給付費について、標準的な利用日数の算定、支給決定基準の改定、新支給決定基準の運用、事業所監査等の実施 【障がい者支援課】 	△	<p>令和2年度に改定した放課後等デイサービスの支給決定基準に基づき、運用を実施した。</p> <p>○改定内容 放課後等デイサービスの支給量の目安を22日／月（一律）から14日／月（14日を超える申請については、利用者の障がい特性、家庭環境等を考慮して決定）</p>	<p>引き続き、支給量の目安について利用者及び相談支援専門員へ周知し理解を図るとともに、事業所を訪問し、請求内容どおりの適切なサービス提供が行われているか確認することで、適正な給付費の支給を図る。</p>

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
	<ul style="list-style-type: none"> その他、扶助費が急増しているため、市単独給付サービスについて、常に見直しを実施 【障がい者支援課】 	○	<p>市の将来に向けて、必要な施策の実現に向けて令和2年度に見直し作業を実施し、令和3年度から運用を実施した。</p> <p>○見直し内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉手当（令和3年8月分から適用） 障害福祉サービス等を利用してない方の手当額を増額する一方で、サービスを利用している方については、支給対象外とした。また、65歳以上で新規に手帳の交付を受けた方や等級に変更があった方も支給対象外とした。 ・重度心身障害者医療費助成（令和3年8月診療分から適用） 身体障害者手帳3級及び療育手帳Bの1の交付を受けている方について、所得の有無に関わらず自己負担基準額を300円に変更した。 ・障害者支援施設等通所者交通費助成 助成額について見直し、上限額を設定するとともに、生活保護受給者を対象外とした。 ・身体障害者手帳等交付診断料助成制度の廃止 ・傷害保険料助成制度の廃止 	引き続き、他の市単独給付サービスについても見直しを行う。

⑤ 入札及び契約制度の見直し

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
入札及び契約制度の見直し (管財課)	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格の公表時期による応札者数及び落札率を比較分析 【管財課】 一般及び指名競争入札の適用範囲見直しの検討 【管財課】 	△ ○	<p>予定価格の公表時期について、公表時期による応札者数及び落札率を比較するため、令和3年度における応札者数及び落札率のデータを収集した。</p> <p>一般競争入札及び指名競争入札の適用範囲について、令和2年度までの実績により一般競争入札及び指名競争入札の応札者数及び落札率を比較分析し、現行の適用範囲を継続することとした。</p>	<p>令和3年度までの実績により、予定価格の公表時期による応札者数及び落札率を比較分析し、令和4年度中に予定価格の公表時期を決定する。</p> <p>一般競争入札及び指名競争入札の応札者数、落札率等のデータの分析を引き続き行い、適用範囲の見直しが必要かどうか検討する。</p>

⑥ 使用料等の負担の適正化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
使用料等の負担の適正化 (行政管理課、市民課、生涯学習課、関係課)	・市外居住者料金及び市民火葬料の有料化の検討 【市民課、行政管理課】	△	市外火葬料の改定は、令和2年7月1日から実施。市民火葬料の有料化は、他市の使用料算出の考え方を参考とし検討したが、新型コロナウイルス感染症の状況や市外利用者の利用状況の推移を見極めることとしたため、具体的な実施時期や料金の設定までに至っていない。	市民火葬料については、令和2年7月に改定した市外利用者の利用状況の推移や、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、有料化の実施時期等について、引き続き検討する。
	・公民館等の減免基準の検討 【生涯学習課、行政管理課】	×	公民館等の減免基準の検討については、減免により実質無料化となっている公民館使用料の有料化について、一律に有料化することは、本来利用していただくための施設が利用されない状況も想定されることから近隣市の状況を確認した。減免されている団体とその理由を明確にした上で、教育委員会が承認した団体に限るなど公正性を高める運用を検討しようとしたが、コロナ禍において、生涯学習審議会を開催することができなかったことから、具体的な検討ができなかった。	コロナの収束状況を踏まえながら、生涯学習審議会において、公民館等の減免基準について諮問できるように検討を進めていく。
	・市外居住者料金の見直し 【行政管理課】	×	市外居住者料金の見直しについては、公民館の減免基準及び各施設の市民料金の検討を実施した後に見直しを行う必要があることから、市外居住者料金の見直しについて具体的な検討ができなかった。	公民館等の減免基準の整理結果を待って、市外料金の見直しを行うこととしていたが、公民館の減免基準が進捗しないことから、市外料金については、先行して検討を進めていく。

(6) 情報化の推進

① 電子自治体への対応及び情報セキュリティポリシーの遵守

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
電子自治体への対応及び情報セキュリティポリシーの遵守 (行政管理課、関係課)	・電子自治体の実現に向けて、新たな技術について、先進自治体の状況を視察するなど、導入に向けて積極的な検討を実施 【行政管理課、関係課】	△	<p>自治体DXの調査、研究を進めていくために、総務部行政管理課電子計算係を情報政策係に改め、体制を強化した。</p> <p>また、パブリック・コメント手続について、自宅のパソコンやスマートフォンからでも意見の提出が可能となるちば電子申請サービスの導入を行った。</p> <p>令和4年2月から、平日の市民課、関宿支所及び土曜日(毎月1回)愛宕駅前出張所において、マイナンバーカードの申請時来庁方式による手続を開始し、交付の促進に努めた。</p>	<p>公共施設のインターネット予約の拡充を検討しており、予約のルール等の整理ができたものから順次実施できるよう検討、調整を行っていく。</p> <p>また、ちば電子申請サービスについては、自宅にいながら行政手続の申請が出来る大変便利な手段であることを広く市民及び市職員に対して周知することで、利用の促進に努める。</p> <p>市民課、関宿支所、愛宕駅前出張所に加え、南・北・中央の各出張所において、月ごとの輪番制により、マイナンバーカードの申請時来庁方式を実施し、交付の促進に努める。</p>

2 組織等の見直し

(1) 組織機構の見直し

① 組織の統廃合と組織体制の整備

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
組織の統廃合と組織体制の整備 (行政管理課)	・子ども部の新設 【行政管理課】	○	<p>令和4年度に向け、組織の見直しを行うために、令和3年度の行政改革推進委員会において行政改革大綱の一部見直しの諮問、パブリックコメント手続、答申を行った上で行政改革大綱の一部見直しを行った。</p> <p>その中で、組織については、子どもの窓口を一本化するため児童家庭部を健康子ども部に改編し、保健福祉部の保健センター、子どもの発達相談室、関宿保健センター、こだま学園、あさひ育成園を健康子ども部に移管し、子育てしやすい環境づくりを構築した。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所、梅郷駅西土地区画整理事務所及び関宿土地区画整理事務所の事業の進捗に伴う都市整備課への統合 【都市整備課、行政管理課】 	△	<p>・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所に係る愛宕駅東第一地区の土地区画整理事業は元年7月19日に換地処分の公告がなされ、その後、2年9月10日に清算結了（土地区画整理事業完了）したことを受け、換地データ等は、都市整備課へ移管手続きが完了した。</p> <p>また、3年度は、愛宕駅西口駅前広場整備として地盤改良工事を実施し、愛宕西駅前線北側商業地の北側において道路整備を進めている。</p> <p>・梅郷駅西土地区画整理事務所は、家屋等の移転が必要となる地権者が残り1名となっており、この地権者は、長年移転交渉を拒み続け、協議が出来ない状況であったが、元年度途中より、移転の協議に応じていただけるようになり、事業完了に向け、直接施行を見据え協議を継続した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所は、現在、国庫補助金を活用して、愛宕駅西口駅前広場の整備を実施しており、4、5年度で工事を実施予定です。愛宕駅東口駅前広場については、現在の暫定形から完成形への整備について、4年度に設計を行い、連続立体交差事業の進捗との調整を図りながら、6、7年度で工事を実施予定です。また、愛宕駅周辺歩行者ネットワークとして、駅前広場に接続する歩行者専用道路の整備を、西口駅前広場から県道までについては、5年度で工事を実施予定しており、東口駅前広場に接続する歩道の整備についても今後、工事を実施予定です。併せて、県道つくば野田線南側地区についても、密集市街地に係る新たな整備方針を地元に示す必要があり、統合の時期については、事業の進捗を見極めながら判断していく。 ・梅郷駅西土地区画整理事務所は、家屋移転に同意をいただけない残り1名の家屋等所有者と、最終的な協議移転としての交渉を行い、移転補償契約の時期、移転工事の着手時期及び移転の手法など移転を行うための具体的な内容の折衝を行いました。 <p>現体制では、推進が困難なため、部内等で調整し、3年4月の人事異動で、2名増員（他課と兼務）し、4名体制で取り組んでいましたが、4年4月からは兼務を解き、当事務所専従とする3名体制で取り組み、令和4年5月に移転の合意を得て、補償契約を締結し、所有者自ら移転工事に着手しました。</p> <p>移転の完了を迎えると、使用収益率が100%となることから、早期に換地処分が出来るよう換地計画の作成に着手していく。</p> <p>作業量を考慮すると、従事する職員の体制強化は必要不可欠であることから、統合の時期については、事業の進捗を見極めながら判断していく。</p> <p>・関宿地区土地区画整理事務所は、次木親野井地区について、残る徴収清算金事務を完了させ、事業の終了を目指す。</p> <p>台町東地区について、懸案である保留地販売や反対権利者の移転交渉を区画整理組合役員と連携しながら進め、早期に換地処分が出来るよう対応していく。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所、梅郷駅西土地区画整理事務所及び関宿土地区画整理事務所の事業の進捗に伴う都市整備課への統合 【都市整備課、行政管理課】 	△	<p>・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所に係る愛宕駅東第一地区の土地区画整理事業は元年7月19日に換地処分の公告がなされ、その後、2年9月10日に清算結了（土地区画整理事業完了）したことを受け、換地データ等は、都市整備課へ移管手続きが完了した。</p> <p>また、3年度は、愛宕駅西口駅前広場整備として地盤改良工事を実施し、愛宕西駅前線北側商業地の北側において道路整備を進めている。</p> <p>・梅郷駅西土地区画整理事務所は、家屋等の移転が必要となる地権者が残り1名となっており、この地権者は、長年移転交渉を拒み続け、協議が出来ない状況であったが、元年度途中より、移転の協議に応じていただけるようになり、事業完了に向け、直接施行を見据え協議を継続した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所は、現在、国庫補助金を活用して、愛宕駅西口駅前広場の整備を実施しており、4、5年度で工事を実施予定です。愛宕駅東口駅前広場については、現在の暫定形から完成形への整備について、4年度に設計を行い、連続立体交差事業の進捗との調整を図りながら、6、7年度で工事を実施予定です。また、愛宕駅周辺歩行者ネットワークとして、駅前広場に接続する歩行者専用道路の整備を、西口駅前広場から県道までについては、5年度で工事を実施予定しており、東口駅前広場に接続する歩道の整備についても今後、工事を実施予定です。併せて、県道つくば野田線南側地区についても、密集市街地に係る新たな整備方針を地元に示す必要があり、統合の時期については、事業の進捗を見極めながら判断していく。 ・梅郷駅西土地区画整理事務所は、家屋移転に同意をいただけない残り1名の家屋等所有者と、最終的な協議移転としての交渉を行い、移転補償契約の時期、移転工事の着手時期及び移転の手法など移転を行うための具体的な内容の折衝を行いました。 <p>現体制では、推進が困難なため、部内等で調整し、3年4月の人事異動で、2名増員（他課と兼務）し、4名体制で取り組んでいましたが、4年4月からは兼務を解き、当事務所専従とする3名体制で取り組み、令和4年5月に移転の合意を得て、補償契約を締結し、所有者自ら移転工事に着手しました。</p> <p>移転の完了を迎えると、使用収益率が100%となることから、早期に換地処分が出来るよう換地計画の作成に着手していく。</p> <p>作業量を考慮すると、従事する職員の体制強化は必要不可欠であることから、統合の時期については、事業の進捗を見極めながら判断していく。</p> <p>・関宿地区土地区画整理事務所は、次木親野井地区について、残る徴収清算金事務を完了させ、事業の終了を目指す。</p> <p>台町東地区について、懸案である保留地販売や反対権利者の移転交渉を区画整理組合役員と連携しながら進め、早期に換地処分が出来るよう対応していく。</p>

		○	<p>・関宿地区土地区画整理事務所は、次木親野井地区について、28年度に換地処分、翌年には清算金事務が開始され、現在、残る数名の権利者の清算金徴収事務を継続している。</p> <p>なお、換地データ等は、28年度内に都市整備課へ移管手続きが完了している。</p> <p>台町東地区は、懸案の一つであった地区界確定が完了し地区内の公共施設移管完了に向け、公園整備工事に着手している。</p> <p>元年度からは、関宿地区の市街地整備事業の計画及び調査に關し、圏央道五霞インターチェンジの特性を生かした関宿北部地区への工業団地整備の実現性についての検討を行っている。</p> <p>市の魅力発信を推進していくため広報・観光・魅力発信部門を集約化し、市長直轄の部門としてPR推進室を設置した。</p> <p>防災体制を強化するため、防災安全課を地域防災計画等の様々な計画の策定及び見直しを行う計画係と平時における災害予防に係る備蓄や避難所の整備、自主防災組織の育成等を行う防災係2係体制とし、防犯係については市民生活課に移管しました。</p>	<p>関宿北部地区の工業団地整備事業について、関宿はやま工業団地北側を候補地とし、概略事業計画の検討や地権者の合意形成を図るための説明会、民間開発事業者意向確認を進め、7年度頃に業務代行方式による組合土地区画整理事業の設立認可を目指していく。</p> <p>このようなことから、当事務所の統合については、統合の有無を含め、今後、判断していく。</p>
--	--	---	--	---

② 附属機関の整理合理化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
附属機関の整理合理化 (行政管理課)	・公募委員の応募者の増員を図る取組の実施 【行政管理課】	○	公募委員応募者の増員を図るため、引き続き市報、まめバス、東武野田線の市内駅舎へのポスター掲示、川間駅、七光台駅、清水公園駅、梅郷駅前にある電光掲示板の活用、公民館での募集要領の配布を行った。	審議会によっては、応募者が少ないものもあるため、より多くの市民の方に周知できる手法を引き続き検討していく。

(2) 定員の適正化

① 効率的な人材活用の推進

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
効率的な人材活用の推進 (行政管理課)	・会計年度任用職員の導入 【行政管理課】	○	会計年度任用職員の職の整理等を行い、野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正を行った。	
	・会計年度任用職員を計画的に拡大 【行政管理課】	○	令和3年度においては、会計年度任用職員（フルタイム）19名を市民課、国保年金課、清掃計画課、生活支援課、障がい者支援課、介護保険課、高齢者支援課、会計管理者付に配置し、柔軟な職員配置を行った。	引き続き、会計年度任用職員でも従事できる事務については、会計年度任用職員を活用しながら、行政需要に対応していく中でバランス良く職員を配置していく。

② 適正な職員配置の推進

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
適正な職員配置の推進 (行政管理課)	・各課における事務事業の現状及び見通しを把握し、会計年度任用職員や再任用職員を活用しながら、柔軟な職員配置を実施 【行政管理課】	○	適正な職員配置ヒアリングを実施し、業務内容等を確認した上で、再任用職員及び会計年度任用職員を含め、適正な職員配置を実施した。 会計年度任用職員、再任用職員を活用しながら、全体の人員費が抑制されるような配置に加え、各職員をバランス良く配置することが必要なことから、会計年度任用職員（フルタイム）を12部署19人、再任用職員を33部署61人配置した。 また、再任用職員のうち週3日（7.75時間／日）だったものについては、業務の継続性等を考慮した上で、令和4年度からの勤務時間を週5日（6時間／日）の勤務時間に改めることとした。	引き続き、会計年度任用職員でも従事できる事務については、会計年度任用職員を活用しながら、行政需要に対応していく中でバランス良く職員を配置していく。

(3) 給与の適正化

① 給与制度の見直し

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
給与制度の見直し (人事課)	・会計年度任用職員制度の見直し検討	○	会計年度任用職員制度については、4年度からの本格導入に向けて、新たな給与制度の検討を行った。 会計年度任用職員の給与、報酬及び退職手当等に係る規定を整備するため、3年12月議会において条例改正を行い、4年4月1日から施行した。	

② 各種手当の適正化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
各種手当の適正化 (人事課)	・3級昇格までの期間の延長及び3級の役職加算の廃止に向けて、職員組合と交渉を実施 【人事課】	△	3級昇格までの期間の延長及び3級の役職加算の廃止に向け、地方公務員法第55条第1項に規定する職員組合との交渉を行ったが、妥結するに至らなかった。	職員組合との交渉を継続実施する。

③ 時間外勤務の適正化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
時間外勤務の適正化 (人事課)	・時間外勤務の発生要因を分析し、発生要因に応じた対策を講じることで、時間外勤務を削減する。 【人事課】	△	時間外勤務については、ノー残業デイの徹底や所属長による職員への声掛けの実施、職員の事務の進捗状況や必要時間等について職員から直接聴取し、時間外勤務の理由や原因を把握する等、業務の平準化に努めている。 また、時間外勤務の削減の取組を更に強化するため、4年3月に規則改正を行い、時間外勤務の上限時間（月45時間・年間360時間）等を定め、4月1日から施行している。 3年度の時間外勤務は約103,400時間（消防含む）となり、前年度比で約2,800時間の増となったが、その要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響による救急の搬送業務時間の増加、コロナワクチン接種事業や各種給付金事業等に係る業務量が増加したことが挙げられる。	時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行い、引き続き、時間外勤務の削減に努める。
	・会計年度任用職員の活用を積極的に進め事務のやり方を大幅に見直し、時間外勤務の適正化を図る。 【人事課】	○	会計年度任用職員制度については、4年度の本格導入に向け、会計年度任用職員が従事する職や業務内容等の整理を行った。	正規職員、再任用職員及び会計年度任用職員をバランスよく配置し、正規職員が本来行うべき業務に従事することで、職場全体の時間外勤務を抑制する。

(4) 職員の資質の向上

① 人事評価制度の活用

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
人事評価制度の構築 (人事課)	・目標設定、難易度等の明確化を重点とした研修を実施 【人事課】	△	評価者間の評価水準のばらつきを少なくすることを目的とした評価者向けの研修を行い、適正な人事評価の実施に努めた。	引き続き、評価者間の評価水準の平準化など、評価精度の向上のため、評価者を対象とした研修を実施する。
	・評価精度の向上後、昇給及び昇格へ反映 【人事課】	△	評価項目の追加や極めて高い又は低い評価に係る根拠理由の記載を求めるなど評価方法等の見直しを行ったが、評価のばらつきが解消されていないことから、評価結果の昇給・昇格への反映を行うことはできなかった。	評価のばらつきを解消するため、引き続き評価方法等の見直しを行うとともに、評価結果である能力、実績を適正に昇給・昇格に反映できるよう検討する。

② 職員研修の充実

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
職員研修の充実 (人事課)	<ul style="list-style-type: none"> ・効果検証結果、要望調査結果を踏まえた研修の拡充 ・研修知識の共有化 ・各種研修の実施及び効果検証 【人事課】 	<input type="radio"/> ○ <input type="radio"/> ○ <input type="radio"/> ○	<p>3年度の主事級研修（接遇）及び主任主事研修（コンプライアンス）については、指導者研修を受講した職員が庁内講師を担当したことで、研修実施による職員への指導に加え、講師としての自覚を持ち業務に従事している。また、日常的に講師としての目線で、必要に応じて職員に対し指導を行うことができており、研修効果が継続的に得られている。</p> <p>研修に参加した職員には、研修資料や報告レポート等により、それぞれの職場で研修内容を共有するよう説明している。また、研修効果を全庁的に浸透させるため、職級別研修の一部について、外部講師から庁内講師に切替え実施した。</p> <p>研修を修了した職員が人事課に提出する受講報告書から、研修の理解度及び達成度等の評価を集計し、結果を外部講師にフィードバックしている。また、職員が受講したい研修内容や伸ばしたいと考えている能力を確認し、次年度以降の研修内容の見直しや新たな研修科目の設定に反映している。</p> <p>3年度に実施した主査・係長級研修においては、研修後に人事課が各受講者と面談し、研修効果についての検証を行った。</p>	<p>4年度は主事級職員研修を2名、主任主事級職員研修を2名の合計4名について指導者研修を受講させ、庁内講師を育成する。</p> <p>また、令和3年度に実施した職員に対する要望調査結果で、通信教育講座等費用の一部助成制度について、資格取得講座等、多くの講座を対象にして欲しいとの要望が多かったことから、通信教育の指定講座の見直しを行う。</p> <p>庁内講師の定期的な入替を行い、庁内の指導者数を増やすことで、研修効果を庁内全体に、継続的に広げていく。</p> <p>引き続き、受講報告書及び研修受講者との面談等を通じて、研修の効果について検証し、次年度の研修計画の策定において活用する。</p>

3 公共施設等の適正な維持管理

(1) ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進

① ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進 （営繕課、関係課）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の劣化状況の把握 ・施設の空調機器について、日常点検を徹底するとともに、市が責任を持ってフィルター清掃を実施 ・別紙のファシリティマネジメントの基本方針に基づき各施設の改修等を実施 【営繕課、公共施設適正管理対策担当、関係課】 	<p>○ ○ △</p>	<p>施設の劣化状況の把握は、「施設管理者等による施設点検マニュアル」に基づき、施設管理者が実施した日常点検チェックシートを営繕課に集約し、各施設の劣化状況を把握した。</p> <p>施設の空調機器は、「空調機器点検方針」に基づき、定期的に、空調機器の保守点検と、清掃業者によるフィルター清掃を実施した。</p> <p>各施設の改修は、総合計画実施計画において「中央公民館耐震化長寿命化事業」「福田体育館耐震化長寿命化事業」がファシリティマネジメントの基本方針に基づく事業計画として位置づけられており、中央公民館は、令和元年度に構造補強を実施した。福田体育館は、新型コロナウイルス対策の影響もあり、整備手法、改修スケジュールを保留としていたが、令和4年2月9日、市長を筆頭とする主管者で構成する野田市公共施設等適正管理計画推進会議において、整備手法、改修スケジュールを決定した。 また、施設の現状把握と適正な管理に有効と考えられる包括管理業務委託の導入は、各施設に対し、委託業務の状況等を照会し、導入の検討に向け資料の集計を実施した。</p>	<p>令和4年度以降も、「施設管理者等による施設点検マニュアル」に基づき、施設管理者が実施した日常点検チェックシートを営繕課に集約し、各施設の劣化状況を引き続き把握する。</p> <p>令和4年度以降も、「空調機器点検方針」に基づき、定期的に、空調機器の保守点検と、清掃業者によるフィルター清掃を引き続き実施する。</p> <p>公共施設等の適正な維持管理を進めるなかで、令和3年6月に設置した野田市公共施設等適正管理計画推進会議において、緊急的な課題として、学校給食センターをはじめとする学校給食施設の老朽化の対応について、検討を進めている。</p> <p>包括管理業務委託の導入について、導入済の先進市及び、先進市の受託事業者から聞き取りを行い、導入に向けての課題を整理したうえで、適用施設、範囲等具体的な検討を進めていく。</p>

(2) 民間施設の有効活用

① 民間施設の有効活用

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
民間施設の有効活用 (行政管理課、関係課)	<ul style="list-style-type: none"> 超高齢化社会の到来により地域における行政サービスの提供や地域住民の交流拠点としての施設が必要になることから、その整備に当たり、既存の民間施設の活用を含め検討し、必要性や実現可能性の高いものから順次整備 【行政管理課】 	○	<p>既存の民間施設の活用に向けて、主管者で組織する民間施設有効活用検討委員会において検討した2施設については、ヨークプライス野田店の空きテナントに愛宕駅前出張所を設置し、令和4年2月に開設した。</p> <p>また、地域コミュニティの拠点として船形中央会館をモデルケースに、自治会との連携の場を含めて機能強化について協議を行い、多世代交流センターとしての利用を検討した。</p>	引き続き、検討委員会の中で民間施設の洗い出しを行い、活用方法等を検討する。検討終了後、必要な手続きを経て施設の利用、整備を行っていく。

(3) 公有財産の有効活用

① 未利用地の有効活用及び処分

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
未利用地の有効活用及び処分 (管財課)	<ul style="list-style-type: none"> 行政財産として利用が見込めない土地を普通財産に移管し、他部署で利用の可能性があるかを検証し、新たな処分候補地及び貸付地を選定（狭小や不整形な土地について、処分候補地とするか、貸付地とするかを検討） 検討した内容を踏まえ、貸付けが見込める土地（看板用地の貸付けなどでの活用）の貸付けを実施 インターネットオークションによる売却手法の導入を検討 選定した新たな処分候補地と一旦凍結している土地のインターネットオークションによる公売を実施 【管財課】 	△ △	<ul style="list-style-type: none"> 過去に一般競争入札により不調となったことから一旦凍結していた土地1件を含む土地3件について、令和3年7月15日に売払いの一般競争入札の公告を行い、全3件で応札があり、合計 95,300,000 円で土地売買契約を締結した。このほか、廃道敷など、隣接者からの払下げ申請により9件、合計 2,978,688 円で土地売買契約を締結した。 また、3年度に普通財産に移管した土地1件について用地測量業務を行い、売払い候補地として選定した。 不整形な土地3件について、看板用地として令和3年4月30日に一時貸付けの一般競争入札の公告を行い、1件について1者から応札があり、令和3年9月1日から令和8年8月31日までの5年間、総額 500,000 円で一時貸付契約を締結した。 売払いを一旦凍結している市街化調整区域の土地4件について、処分候補地として市ホームページに掲載するため、それぞれの土地の現況を確認したところ、3件について問題があったため（2件：一部境界杭が不明、1件：塀が隣地に越境）、市ホームページに掲載するまでには至らなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 3年度に売払い候補地に選定した土地1件について、財産処分審査委員会の審査を経て、令和4年4月26日に売払いの一般競争入札の公告を行う。 さらに、土地4件（1件：3年度移管、3件：29年度移管）について、財産処分審査委員会の審査を経て、令和4年10月末までに売払いの一般競争入札の公告を行う。 引き続き、売払いが見込める土地がないか検討する。売払いが見込めない土地については、隣接者に買取り希望の有無を確認し、買取り希望がない場合は、看板用地として貸付けが見込める土地がないか検討する。 現況に問題がない土地1件について、処分候補地として市ホームページに掲載し、購入希望者があった場合は、売払いを行う。土地の現況に問題があった土地3件については、境界杭の復元費用等の費用対効果を検証し、売払いできるかどうか検討する。

② 公共物への有料広告の掲出

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
公共物への有料広告の掲出 (行政管理課)	<ul style="list-style-type: none"> 新たな広告媒体の活用を検討 有料広告に限らず、ふるさと納税やクラウドファンディングなどによる財源調達について検討 【行政管理課】 	△	<ul style="list-style-type: none"> 児童センターを始め、文化会館、総合公園、関宿総合公園、中央の杜、宮崎市民の森、スポーツ公園及び梅郷駅東口市営自転車等駐車場の8施設について、令和4年3月1日から3月31日までネーミングライツパートナーの募集を行い、4施設について応募があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 応募があった児童センター、文化会館、関宿総合公園及び中央の杜の4施設について、ネーミングライツパートナー候補者を決定し、契約を締結した上で、8月1日から愛称の使用開始をする。 応募のなかった施設については、上記4施設の愛称の使用が開始する8月以降に募集条件を再考した上で再度公募する。

(4) 行政サービスの広域化

① 自治体間の連携

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
自治体間の連携 (企画調整課、行政管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の行政サービスについて一部事務組合等の活用を検討 【行政管理課】 ・本市の地理的特性を踏まえ、埼玉県及び茨城県の団体との連携についても積極的に検討 【企画調整課】 	△ △	<p>ゴミ処理の共同処理については、過去に近隣市から情報収集を行ったが、前向きな考えは得られなかった。</p> <p>「圏域」については、総務省の自治体戦略 2040 構想戦略会議において報告されたが、地方制度調査会における令和2年6月26日付け答申においては記載されなかったため、検討を見送った。</p>	<p>消防等の共同運営については、県内近隣市だけではなく、隣接する他県の市町村との共同処理についても研究を行うとともに、関係団体に働きかけを行っていく。</p> <p>「圏域」については、総務省の自治体戦略 2040 構想戦略会議において報告されたが、地方制度調査会における令和2年6月26日付け答申においては記載されなかった。</p> <p>このため、圏域を活用した広域化の検討については見送り、現在県外で組織されている一部事務組合等を含めて情報収集するとともに、本市にとって効果の出るものであるかを検証していく。</p>